

【交流・コミュニティ】理解を深め合い、多様な交流を広げる

基本構想における記述

- コンベンション機能や情報発信機能など、広域的な交流機能を充実するとともに、産業・経済、文化、スポーツなど幅広い分野で、国内外との交流を進めます。
- 異文化交流を進めながら、外国の人にも住みやすい、世界に開かれた都市を目指します。
- 男女共同参画社会の実現を図るとともに、年齢の違い、障害の有無などにかかわらず、一人ひとりを認め合い、お互いを尊重しながら、個性と能力を発揮し、共に参画できる地域社会を築きます。
- 地域におけるまつり、イベントの開催や世代間の交流などを進め、ふれあいのある地域社会を築きます。

現行基本計画に基づく主な取組

1 世界に開かれた都市づくり

- ・ 国際会議観光都市に認定。国連軍縮会議 in さいたまや国際さいたまシンポジウム等を開催
- ・ 中学生や高校生の海外派遣、外国語指導助手や日本語指導員の学校への派遣等
- ・ 海外の姉妹・友好都市（5ヶ国6都市）や国内の友好都市（4市町）との様々な分野での交流
- ・ 国際交流センターの開設、外国人市民懇話会の設置、公共施設等の案内表示やパンフレット等の多言語化、相互理解を深める各種イベント等の開催、市職員を対象に多文化共生庁内研修の実施
- ・ 人権に関するパンフレット配布やセミナー・講座の実施などの人権啓発及び人権教育の実施
- ・ 「さいたま市平和都市宣言」を制定（平成17年12月）。平和展や平和図画ポスターコンクール等の実施

2 男女共同参画社会の実現

- ・ 男女共同参画推進センター「パートナーシップさいたま」や「女・男（ひと・ひと）プラザ」を設置
- ・ 男女共同参画社会情報誌等の配布、講座・講演会の開催、相談事業等の実施
- ・ 市の審議会等委員への女性登用の推進（平成17年度末24.1%⇒平成23年度末36.3%）
- ・ 「さいたま市配偶者等からの暴力の防止及び被害者の支援に関する基本計画」を策定（平成23年3月）

3 ふれあいのある地域社会の形成

- ・ 「さいたま市市民活動及び協働の推進条例」を施行（平成19年4月）
- ・ 片柳コミュニティセンター及び浦和コミュニティセンター、プラザウエスト及びプラザノース（生涯学習等の活動や地域の活性化を支援するための中核施設）、市民活動サポートセンターの開設
- ・ 市民提案型協働モデル事業の実施、「さいたま市市民活動及び協働の推進基金」（さいたまマッチングファンド制度）の創設
- ・ 「区民会議」や「市民活動ネットワーク（旧コミュニティ会議）」の設置
- ・ 「さいたま市自治会等の振興を通じた地域社会の活性化の推進に関する条例」を施行（平成24年5月）

<主なデータ（参考）>

コミュニティセンター 9施設（平成13年5月）⇒19施設（平成25年4月）

公民館 54施設（平成13年5月）⇒59施設（平成25年4月）

ボランティア団体 159団体（平成17年3月）⇒256団体（平成25年3月）※社会福祉協議会調べ

NPO団体 196団体（平成18年3月）⇒373団体（平成25年3月）※さいたま市が所管するNPO法人数

外国人登録者数 14,270人（平成14年4月）⇒16,716人（平成25年4月）

（注）各数値は現在の市域に組み替えた値である。

交流・コミュニティ分野の主な課題

1 人権、男女共同参画

- ・ 女性、子ども、高齢者、障害者、外国人などへの差別や偏見、インターネットによる人権被害、同和問題など、様々な人権問題の解決に向けた取組が必要
- ・ 家庭や職場など様々な場面での男女間の格差や不平等の解消、根強く残る固定的な性別役割分担を前提とした制度・慣行の見直し、市民の男女平等意識・関心と社会全体の気運の向上に向けた取組が必要
- ・ 配偶者や交際相手等からの暴力の防止と被害者への支援の強化が必要

2 地域コミュニティ

- ・ 地域のつながりや地域力を維持・向上させるための取組の強化。特に、今後地域社会に生活の重心を移すと見込まれる団塊の世代をはじめ、多くの市民に対する取組の充実が必要
- ・ 地域に暮らす人々が役割と責任を分担し、主体的に地域課題を解決していくまちづくりの推進が必要

3 多文化共生・国際化

- ・ 市民・行政レベルでの様々な分野における国内外との交流・協力を更に推進し、地域の活性化及び都市としての魅力の向上につなげていくことが必要
- ・ 多文化共生社会の実現に向けた外国人市民への支援や交流の促進が必要
- ・ 「さいたま市平和都市宣言」に基づく、核兵器の廃絶と世界の恒久平和実現への貢献のための取組が必要

施策展開（案）

1 人権尊重社会の実現

- (1) 人権を尊重する都市づくり
- (2) 男女共同参画社会の実現
- (3) 配偶者等からの暴力の防止と被害者への支援

2 ふれあいのある地域社会の形成と活性化

- (1) 地域住民等の交流と自主的活動の促進
- (2) 地域住民等の活動環境の充実

3 多文化共生・世界に開かれた都市づくり

- (1) 国内外との多様な交流機会の充実
- (2) 国際化の推進と多文化共生社会の実現
- (3) 世界の恒久平和実現への貢献